

妊婦のための支援給付のお知らせ

妊娠期から切れ目ない支援と経済的負担軽減を目的に、妊娠から出産・子育てまで身近で相談に応じ必要な支援等につなぐ相談支援と、妊婦支援給付金による経済的支援を一体的に実施します。

※令和6年度までの「おひさま出産・子育て応援ギフト金」と同様の制度です。

給付額

1回目の給付:妊婦1人につき5万円(妊娠届出時にご案内しています)

2回目の給付:妊娠しているこどもの数×5万円(新生児訪問時にご案内しています)

対象者

次の①～②の両方に当てはまる方

①申請時点で市に住民登録のある方

②令和7年4月1日以降に出産予定の方または出産された方

※流産・死産等の場合でも、医師の診断書等により対象となる場合があります。



問 市子ども家庭センター ☎38・7100 / FAX 32・4145

✉ kodomocenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

児童手当現況届等についてのお知らせ

現況届等の提出が必要な方

令和4年6月より、現況届(毎年6月提出)が原則不要となりました。ただし、以下の方は現況届等の提出が必要となります。

- ①離婚協議中であり、配偶者と別居している方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票が市にない方
- ③22歳年度末到達前の子を算定に加えることで第3子以降の扱いになる児童がいる方
(22歳年度末到達前の子が学生の場合は不要です)
- ④その他、市から提出の案内があった方

令和6年10月からの児童手当制度拡充改正により、③に該当する方は新たに現況届提出が必要です。

また、離婚協議中であつたが、離婚が成立した場合や、児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった場合なども、変更届をご提出ください。

該当する方は、**6月30日(月)までに**現況届等のご提出をお願いします。

児童手当を受給していない方へ

令和6年10月の児童手当制度拡充改正により、原則として高校生年代までの児童を養育する全ての方が児童手当を受給できるようになりました。

- ①高校生年代児童のみを養育していて、児童手当を受給していなかった
- ②所得制限により、児童手当を受給していなかった

上記①および②に該当する方で、現在も児童手当を受給していない方は、申請により児童手当を受給できる場合があります。児童手当は申請の翌月から支給が開始されますので、受給していない方は、速やかに下記担当窓口へ申請ください。

問 市子育て応援課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX 32・3738

✉ kosodate@city.komatsushima.i-tokushima.jp



母子保健推進員を募集します

母子保健推進員は、地域の子育ての応援者として、ボランティアで活動しています。ご興味のある方は保健センターまでお気軽にお問い合わせください。

■ **活動内容** 市が実施する子育てポンポコらぶや乳幼児相談等において、親子で遊べる場の提供や参加しているお子様の安全確認をします。また、離乳食講習会の時に乳幼児の子守りなどを行います。月1回、2時間程度の活動となります。

■ **対象** 70歳未満の方で子ども好きの方

■ **任期** 令和8年3月31日まで

問 市保健センター ☎32・3551 / FAX 32・4145

✉ hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp



活動の様子

《今月は、市県民税1期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。
市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)6月5日
広報こまつしま

